

令和8年度 研修実施計画(林業機械化センター実施分)

番号	研修の名称	研修の必要性	主な内容	対象者	計画人員(人)			実施時期(月/日)	日数(日)	実施課等	備考
					計	民	国				
30	チェーンソー伐木造材(基礎)1	安全な伐木等作業を推進するため、チェーンソーの取扱方法や安全対策、健康障害防止対策といった伐木等作業に関する基礎的な知識及び技術を習得させ、各々の地域、現場において的確な普及指導ができる者を育成する。	伐木等作業に関する知識及び技術 チェーンソー等に関する知識及び技術 関係法令等 伐木等の業務に係る安全衛生特別教育(労働安全衛生規則第36条第8号)	地方公共団体職員、森林管理局・署等職員等	12	8	4	6/8 ~ 6/12	5	林業機械化センター	
31	チェーンソー伐木造材(基礎)2	安全な伐木等作業を推進するため、チェーンソーの取扱方法や安全対策、健康障害防止対策といった伐木等作業に関する基礎的な知識及び技術を習得させ、各々の地域、現場において的確な普及指導ができる者を育成する。	伐木等作業に関する知識及び技術 チェーンソー等に関する知識及び技術 関係法令等 伐木等の業務に係る安全衛生特別教育(労働安全衛生規則第36条第8号)	地方公共団体職員、森林管理局・署等職員等	12	8	4	7/13 ~ 7/17	5	林業機械化センター	
32	チェーンソー伐木造材(基礎)3	安全な伐木等作業を推進するため、チェーンソーの取扱方法や安全対策、健康障害防止対策といった伐木等作業に関する基礎的な知識及び技術を習得させ、各々の地域、現場において的確な普及指導ができる者を育成する。	伐木等作業に関する知識及び技術 チェーンソー等に関する知識及び技術 関係法令等 伐木等の業務に係る安全衛生特別教育(労働安全衛生規則第36条第8号)	地方公共団体職員、森林管理局・署等職員等	12	8	4	11/30 ~ 12/4	5	林業機械化センター	
33	チェーンソー伐木造材(スキルアップ)	安全な伐木等作業を推進するため、困難木の伐倒や災害事例研究といった伐木等作業に関する高度な知識及び技術を習得させ、各々の地域、現場において的確な普及指導ができる者を育成する。	伐木作業の原理・原則 チェーンソーの特徴と保守管理、健康管理 伐木等作業の特徴と作業の安全 災害事例及び関係法令 チェーンソーを用いて行う伐木等の業務従事者安全衛生教育(令和3年3月17日付け基発0317第2号)	地方公共団体職員、森林管理局・署等職員等 (「伐木等の業務に係る安全衛生特別教育(労働安全衛生規則第36条第8号)」修了者)	12	8	4	6/15 ~ 6/19	5	林業機械化センター	
34	チェーンソー伐木造材(安全指導)	安全な伐木等作業を推進するため、伐木等作業に関する安全対策に必要な知識及び技術のさらなる向上を図り、加えてリスクアセスメントを実践する能力を養成することにより、各々の地域、現場において的確な普及指導ができる者を育成する。	伐木等作業の法整備の背景・経緯 伐木等作業の特徴と作業の安全 伐木等作業における安全指導の方法 伐木等作業における安全指導の在り方	地方公共団体職員、森林管理局・署等職員等 (「伐木等の業務に係る安全衛生特別教育(労働安全衛生規則第36条第8号)」修了者)	12	8	4	6/29 ~ 7/3	5	林業機械化センター	
35	車両系木材伐出機械(女性担当者)	車両系木材伐出機械等による作業における女性の活躍を推進するため、基本操作の実習等を通して、機械の特性や安全な作業方法及び作業システムに関する基礎的な知識及び技術を習得させ、各々の地域、現場において的確な普及指導ができる者を育成する。	車両系木材伐出機械の特性と安全対策 車両系木材伐出機械の安全な作業方法 車両系木材伐出機械の普及指導のポイント	地方公共団体職員、森林管理局・署等職員等のうち女性職員	12	8	4	9/7 ~ 9/11	5	林業機械化センター	
36	車両系木材伐出機械(基礎)1	車両系木材伐出機械等による安全な作業を推進するため、基本操作の実習等を通して、機械の特性や安全な作業方法及び作業システムに関する基礎的な知識及び技術を習得させ、各々の地域、現場において的確な普及指導ができる者を育成する。	車両系木材伐出機械の特性と安全対策 車両系木材伐出機械の安全な作業方法 車両系木材伐出機械の普及指導のポイント	地方公共団体職員、森林管理局・署等職員、森林総合監理士等	12	8	4	9/14 ~ 9/18	5	林業機械化センター	【森林総合監理士フォローアップ研修】
37	車両系木材伐出機械(基礎)2	車両系木材伐出機械等による安全な作業を推進するため、基本操作の実習等を通して、機械の特性や安全な作業方法及び作業システムに関する基礎的な知識及び技術を習得させ、各々の地域、現場において的確な普及指導ができる者を育成する。	車両系木材伐出機械の特性と安全対策 車両系木材伐出機械の安全な作業方法 車両系木材伐出機械の普及指導のポイント	地方公共団体職員、森林管理局・署等職員、森林総合監理士等	12	8	4	10/5 ~ 10/9	5	林業機械化センター	【森林総合監理士フォローアップ研修】
38	車両系木材伐出機械(林業大学校等指導者)	車両系木材伐出機械等による安全かつ効率的な作業を推進するため、基本操作の実習、研修生相互の指導、ディスカッション等を通して、機械の特性、安全かつ効率的な作業方法、作業システム等に関する幅広い知識及び技術を習得させ、林業大学校・林業高校等において的確な普及指導ができる者を育成する。	車両系木材伐出機械の安全かつ効率的な作業方法 車両系木材伐出機械作業に係る指導のポイント 林業大学校等の指導事例等	林業大学校・林業高校の教職員等 (「車両系木材伐出機械等の運転の業務に係る安全衛生特別教育(労働安全衛生規則第36条第6号の2、第6号の3及び第7号の2)」修了者)	12	12	0	8/17 ~ 8/21	5	林業機械化センター	
39	車両系木材伐出機械(安全指導・前期)(講義)	車両系木材伐出機械等による安全かつ効率的な作業を推進するため、労働安全衛生規則に基づき安全衛生特別教育を必要とする車両系木材伐出機械等に関する知識及び技術を習得させ、各々の地域、現場において的確な普及指導ができる者を育成する。	車両系木材伐出機械に関する基礎知識 車両系木材伐出機械による安全作業 関係法令等 車両系木材伐出機械等の運転の業務に係る安全衛生特別教育(労働安全衛生規則第36条第6号の2、第6号の3及び第7号の2)に係る学科教育	地方公共団体職員、森林管理局・署等職員等(「令和8年度車両系木材伐出機械(安全指導・後期)(実習)研修」の受講予定者に限る。)	24	16	8	7/22 ~ 7/24	3	林業機械化センター	オンライン
40	車両系木材伐出機械(安全指導・後期)(実習)1	車両系木材伐出機械等による安全かつ効率的な作業を推進するため、労働安全衛生規則に基づき安全衛生特別教育を必要とする車両系木材伐出機械等に関する知識及び技術を習得させ、各々の地域、現場において的確な普及指導ができる者を育成する。	車両系木材伐出機械作業に関する知識及び技術 車両系木材伐出機械作業における安全対策 車両系木材伐出機械等の運転の業務に係る安全衛生特別教育(労働安全衛生規則第36条第6号の2、第6号の3及び第7号の2)に係る実技教育	地方公共団体職員、森林管理局・署等職員等(「令和8年度車両系木材伐出機械(安全指導・前期)(講義)研修」の修了者に限る。)	12	8	4	8/31 ~ 9/4	5	林業機械化センター	
41	車両系木材伐出機械(安全指導・後期)(実習)2	車両系木材伐出機械等による安全かつ効率的な作業を推進するため、労働安全衛生規則に基づき安全衛生特別教育を必要とする車両系木材伐出機械等に関する知識及び技術を習得させ、各々の地域、現場において的確な普及指導ができる者を育成する。	車両系木材伐出機械作業に関する知識及び技術 車両系木材伐出機械作業における安全対策 車両系木材伐出機械等の運転の業務に係る安全衛生特別教育(労働安全衛生規則第36条第6号の2、第6号の3及び第7号の2)に係る実技教育	地方公共団体職員、森林管理局・署等職員等(「令和8年度車両系木材伐出機械(安全指導・前期)(講義)研修」の修了者に限る。)	12	8	4	9/28 ~ 10/2	5	林業機械化センター	
42	車両系木材伐出機械(生産性)	車両系木材伐出機械等による安全かつ効率的な作業システムの定着を図るため、機械を用いた集材作業等に係る生産性の算出、改善点等の検討を通して、作業システムの選択に必要な知識を習得させ、各々の地域、現場において生産性向上に向けた普及指導ができる者を育成する。	生産性の把握に関する基礎知識 車両系木材伐出機械による効率的な作業方法の実践及び検討 生産性の算出・評価 ICTを活用した生産管理	地方公共団体職員、森林管理局・署等職員等	12	8	4	8/24 ~ 8/28	5	林業機械化センター	

番号	研修の名称	研修の必要性	主な内容	対象者	計画人員(人)			実施時期 (月/日)	日数 (日)	実施課等	備考
					計	民	国				
43	森林作業道(基礎) 1	土砂流出や林地崩壊の防止及び継続的な利用を考慮した森林作業道の整備を推進するため、森林作業道作設に必要な基礎的な知識及び技術を習得させ、各々の地域、現場において的確な普及指導ができる者を育成する。	森林作業道の作設に必要な知識及び技術 森林作業道に関する試験研究成果 森林作業道に係る普及指導についての課題等 小型車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)の運転の業務に係る安全衛生特別教育(労働安全衛生規則第36条第9号)	地方公共団体職員等	12	12	0	10/26 ~ 10/30	5	林業機械化センター	
44	森林作業道(基礎) 2	土砂流出や林地崩壊の防止及び継続的な利用を考慮した森林作業道の整備を推進するため、森林作業道作設に必要な基礎的な知識及び技術を習得させ、各々の地域、現場において的確な普及指導ができる者を育成する。	森林作業道の作設に必要な知識及び技術 森林作業道に関する試験研究成果 森林作業道に係る普及指導についての課題等 小型車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)の運転の業務に係る安全衛生特別教育(労働安全衛生規則第36条第9号)	地方公共団体職員等	12	12	0	11/16 ~ 11/20	5	林業機械化センター	
45	森林作業道(調査設計)	土砂流出や林地崩壊の防止及び継続的な利用を考慮した森林作業道の整備を推進するため、図上設計及び現地踏査による検討を通して、安全かつ効果的な路線計画に必要な知識及び技術を習得させ、各々の地域、現場において的確な普及指導ができる者を育成する。	森林作業道の整備に必要な知識及び技術 森林作業道の調査設計に必要なポイント	地方公共団体職員、森林管理局・署等職員等	15	10	5	7/6 ~ 7/10	5	林業機械化センター	
46	森林作業道(作設指導)	土砂流出や林地崩壊の防止及び継続的な利用を考慮した森林作業道の整備を推進するため、地形・地質等に応じた森林作業道作設及びその指導に必要な実践的な知識及び技術を習得させ、各々の地域、現場において的確な普及指導ができる者を育成する。	森林作業道の作設に必要な知識及び技術 森林作業道の作設指導に必要なポイント 森林作業道の作設及び改修	地方公共団体職員、森林管理局・署等職員等(「小型車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)の運転の業務に係る安全衛生特別教育(労働安全衛生規則第36条第9号)」修了者、又は同程度の技能を有する者)	12	8	4	11/9 ~ 11/13	5	林業機械化センター	
47	集材架線	安全な林業架線作業を推進するため、安全な架設・撤去、集材機の運転操作、架線設計等に必要な知識及び技術を習得させ、各々の地域、現場において的確な普及指導ができる者を育成する。	集材架線に関する知識 集材架線の架設・撤去の方法 機械集材装置の運転の業務に係る安全衛生特別教育(労働安全衛生規則第36条第7号)	地方公共団体職員、森林管理局・署等職員、森林総合監理士等	15	10	5	5/26 ~ 6/5	11	林業機械化センター	【森林総合監理士フォローアップ研修】
48	林業機械体験	将来の森林・林業分野を担う人材の育成に資するため、森林・林業施策の動向等の知識を付与するとともに、車両系木材伐出機械等の操作体験を通して、森林施業と林業機械に対する理解を醸成する。	車両系木材伐出機械の体験学習 チェーンソーの体験学習 林野行政の役割と林業技術者への期待	森林・林業分野の技術者となることが見込まれる関係団体の構成員(学生)等	20	20	0	8/5 ~ 8/7	3	林業機械化センター	
林業機械化センター 計					254	188	66		97		